

東員町省エネ家電製品購入促進補助金 Q & A

最終更新日：令和 7 年 8 月 2 2 日

目次

1 対象者について.....	3
(1-1)対象者の条件は。.....	3
(1-2)住民登録前の購入は対象になりますか。.....	3
(1-3)世帯主でなくても申請できますか。.....	3
2 対象家電について.....	3
(2-1)対象家電は何ですか。.....	3
(2-2)旧基準で評価された家電も補助対象になりますか。.....	3
(2-3)新古品や中古品も対象になりますか。.....	3
(2-4)リース品は対象になりますか。.....	4
(2-5)申請者と使用者が異なる場合も対象になりますか。.....	4
(2-6)事務所や店舗に設置する機器は対象になりますか。.....	4
(2-7)設置場所は東員町外でも対象になりますか。.....	4
(2-8)購入した家電が対象となる家電かどうかわかりません。調べてもらえますか。.....	4
3 対象経費について.....	4
(3-1)対象経費は何ですか。.....	4
(3-2)購入時に使用したクーポンやポイントは購入費用に含まれますか。.....	4
(3-3)購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。.....	4
(3-4)古い(壊れている)家電の処分方法を教えてください。.....	5
4 補助額について.....	5
(4-1)補助額はいくらですか。.....	5
(4-2)対象家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。.....	5
(4-3)インターネットで交付申請すると補助金が増えるのですか。.....	5
(4-4)なぜインターネットで交付申請すると補助金が増えるのですか。.....	5
5 対象店舗について.....	5
(5-1)どの店舗で買っても対象ですか。.....	5
(5-2)インターネットでの購入は対象になりますか。.....	6
(5-3)町内の販売店であるかどうかは、どこで判断するのですか。登記上の住所ですか。.....	6
6 対象期間・受付期間について.....	6
(6-1)対象となる購入期間はいつまでですか。.....	6

(6-2)申請の受付期間はいつまでですか。	6
(6-3)申請できるのはどの時点からですか。	6
(6-4)令和7年10月31日(金)に購入した家電の設置が令和7年11月1日(土)以降になった場合は対象になりますか。	6
(6-5)この事業はいつまでやっていますか。	6
7 手続きについて.....	6
(7-1)申請用紙はどこで手に入りますか。	6
(7-2)提出はどのようにすればよいですか。	7
(7-3)電子申請はどのようにしたらいいですか。	7
(7-4)なぜ電子申請にはスマートフォンが必須なのですか。	8
8 必要となる書類について	8
(8-1)必要書類は何ですか。	8
(8-2)必要書類のレシートや保証書は原本でもいいですか。	9
(8-3)保証書は販売店の保証書でもいいですか。	9
(8-4)補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。	9
(8-5)補助金が振り込まれるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。	9
(8-6)必要書類を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。	9
9 その他	9
(9-1)三重県の補助金と併用は可能ですか。	9
(9-2)申請後、決定通知や不備の連絡が届くまでに、どれくらい日数がかかりますか。 ..	9
(9-3)国の補助金と併用は可能ですか。	10

1 対象者について

(1-1)対象者の条件は。

対象者となるのは、下記の条件をすべて満たす方です。

(1) 令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）までに、東員町内に所在する店舗又はみえ省エネ家電推進協力店から新品の対象家電を合計5万円（税抜）以上、購入し町内の住宅に設置した方（合計とは、設置に必要な工事費を含むということで、複数の家電製品の合計額ということではありません。）。

(2)補助金の申請日において、東員町に住民登録があり成年されている方。

(3)令和7年度に本補助金の交付を受けていない人。

※令和5年度の省エネ家電補助を受けている人でも、改めて申請できます。

(1-2)住民登録前の購入は対象になりますか。

補助金の申請日に東員町に住民登録があれば対象となります。

(1-3)世帯主でなくても申請できますか。

(1-1)の要件を満たしていれば、世帯主に限らず申請できます。ただし、年度内につき1人1回限りです。

2 対象家電について

(2-1)対象家電は何ですか。

①統一省エネラベル多段階評価点3以上のエアコン

②統一省エネラベル多段階評価点3以上の冷蔵庫、冷凍庫

③統一省エネラベル多段階評価点4以上の照明器具

④統一省エネラベル多段階評価点4以上の電気温水機器

※統一省エネラベル多段階評価点は、省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp>)をご確認ください。

※サイトに登録のない製品については、製造事業者や販売店などにご確認ください。

※対象家電を複数購入した場合、合算して申請してください。

(2-2)旧基準で評価された家電も補助対象になりますか。

対象になりません。

(2-3)新古品や中古品も対象になりますか。

対象になりません。

(2-4)リース品は対象になりますか。

リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外となります。

(2-5)申請者と使用者が異なる場合も対象になりますか。

対象になりません。

本事業は、申請者が町内の自らが居住する住宅で使用することを条件としています。なお、補助の交付を受けた製品を譲渡などする場合には事前に町長への承認を受ける必要があり、譲渡などにより得た収入に対して返還を求める場合があります。

(2-6)事務所や店舗に設置する機器は対象になりますか。

住宅のみとなり対象とはなりません。ただし、店舗兼住宅の場合は住居部分への設置は対象となります。

(2-7)設置場所は東員町外でも対象になりますか。

町外に設置する家電については対象となりません。

(2-8)購入した家電が対象となる家電かどうかわかりません。調べてもらえますか。

購入された家電が対象となる家電かどうかは役場で調べることはいたしません。購入店にお問い合わせいただくか、省エネ型製品情報サイト (<https://seihin.jyoho.go.jp/>) 等にて、ご自身でご確認ください。

3 対象経費について

(3-1)対象経費は何ですか。

家電の購入費用（税抜）及び据付等工事費（税抜）が対象です。

それ以外の経費（諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料）などは対象外となります。

(3-2)購入時に使用したクーポンやポイントは購入費用に含まれますか。

購入費用に含まれません。

実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）やポイントなどを使用した場合は、割引後の支払額を購入額として計算します。

(3-3)購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社などが実施する請求額の減額などについては考慮しません。

(3-4) 古い(壊れている)家電の処分方法を教えてください。

エアコン、電気冷蔵庫は、家電リサイクル法の対象製品となりますので、新しい製品を購入するお店に引き取りを依頼してください。(最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取り処分することもできますが、購入するお店で引き取ってもらうのが最も簡単です。)

4 補助額について

(4-1)補助額はいくらですか。

購入額(税抜)の合計額に応じて補助額が変わります。

- (1) 合計15万円以上の購入補助額3万円
- (2) 合計10万円以上15万円未満の購入補助額2万円
- (3) 合計5万円以上10万円未満の購入補助額1万円

(4-2)対象家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。

対象家電を複数購入した場合、合算して申請してください。

例えば、エアコンで14万円、照明器具で3万円の購入をした場合、合計で15万円以上の購入となるので、3万円の補助を受けることが可能です。

(4-3)インターネットで交付申請すると補助金が増えるのですか。

webよりマイナンバーカードを用いて電子申請及び請求をした場合、購入補助額に3,000円上乗せされます。

(4-4)なぜインターネットで交付申請すると補助金が増えるのですか。

この補助金は家庭におけるエネルギー費用負担の軽減、つまり生活者支援が主たる目的ですが、それと同時に温室効果ガス排出量の削減も目指しています。

これらの目的に加え、電子申請は自宅でもできることから、生活者(申請者)の利便性向上、マイナンバーカードの活用、窓口業務のDX化、感染症予防、職員の事務負担の軽減といった更なる様々な効果が期待できることから、本補助金には電子申請することに対しインセンティブを付与することとしました(コベネフィット化)。

5 対象店舗について

(5-1)どの店舗で買っても対象ですか。

対象となる店舗は、東員町内に所在する店舗またはみえ省エネ家電推進協力店

(<https://mie-decokatsu.pref.mie.lg.jp/partner>)です。レシートなどで東員町内に所在する店舗またはみえ省エネ家電推進協力店であることが確認できることが交付対象とな

る条件です。

(5-2)インターネットでの購入は対象になりますか。

オンラインショップやインターネットオークション等での購入は対象となりません。

(5-3)町内の販売店であるかどうかは、どこで判断するのですか。登記上の住所ですか。

レシートに記載される住所地で判断します。

6 対象期間・受付期間について

(6-1)対象となる購入期間はいつまでですか。

令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）までです。

※申請が予算枠に達した時点で、期間内であっても受付を終了します。

※同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

(6-2)申請の受付期間はいつまでですか。

令和7年5月16日（金）から令和7年11月14日（金）までです。

※申請が予算枠に達した時点で、期間内であっても受付を終了します。

※同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

(6-3)申請できるのはどの時点からですか。

家電の設置が完了した時点から申請が可能です。

(6-4)令和7年10月31日（金）に購入した家電の設置が令和7年11月1日（土）以降になった場合は対象になりますか。

令和7年11月14日（金）までに設置していれば、対象となります。

(6-5)この事業はいつまでやっていますか。

令和7年10月31日（金）までの購入に対する補助ですが、受付期間内でも申請が予算枠に達した時点で受付を終了します。

同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

7 手続きについて

(7-1)申請用紙はどこで手に入りますか。

町ホームページからダウンロードし、A4サイズで印刷してください。

または東員町役場みらい環境課窓口で配布しています。

(7-2)提出はどのようにすればよいですか。

申請方法は以下の3つです。

(1) 東員町役場みらい環境課に提出

(2) 郵送での提出

宛先：〒511-0295 東員町大字山田1600番地

東員町役場みらい環境課省エネ家電補助金担当宛

※受付日は、役場に到着した日とします。

(3) 町ホームページから電子申請・請求（マイナンバーカードが必要。3,000円上乗せ有り。）※受付日は、役場に到着した日とします。

(7-3)電子申請はどのようにしたらいいですか。

電子での申請にはマイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンが必要です（パソコンのみは不可）。スマートフォンでの申請は下記のとおりです。



なお、電子申請をご希望の方に向けて、申請を支援する窓口を下記のとおり開設しますので、必要な方はご利用ください。

日程：令和7年5月16日から令和7年11月14日まで（土日祝を除く）

時間：午前9時から午前11時まで

場所：東員町役場1階 みらい環境課窓口

内容：マイナンバーカードを用いた電子申請のお手伝いをします。実際の操作は申請者本人（ご自身のスマートフォンをお持ちください）にさせていただきます。

マイナンバー読み取り機能付きスマートフォンが無い方には、専用の端末をその場でお使いいただきます。

持ち物：申請者本人が、「メールアドレス」「券面事項入力補助用暗証番号」を把握の上、「必要書類原本」「本人名義通帳」「マイナンバーカード」「スマートフォン（メールが受信できるもの）」を持参してください。

備考：事前予約制度はありません。

(7-4)なぜ電子申請にはスマートフォンが必須なのですか。

省エネ家電製品購入促進補助金の電子申請は、「ロゴフォーム」という入力フォームを使用しています。この「ロゴフォーム」に対応する「マイナンバーカード読み取り用アプリケーション」として、東員町では「マイナサイン」というアプリケーションを採用していますが、この「マイナサイン」には、残念ながらウインドウズ版がまだ存在しません。

将来的にはウインドウズ版が開発される可能性もあるとは思いますが、当面の間は、「ロゴフォームでマイナンバーを用いて電子申請する」場合は、「マイナサイン」がインストール済のマイナンバーカード対応スマートフォンが必須となっています。

8 必要となる書類について

(8-1)必要書類は何ですか。

以下の書類が申請に必要になります。

(1) 省エネ家電製品購入促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) レシートの写し

※申請者が東員町内に所在する店舗または三重省エネ家電推進協力店で期間内に対象家電を購入したことが証明できるもので、製品名や機種型番、支払額の内訳が記載されたものの。

(3) 製造事業者が発行した対象製品の保証書の写し

※機種型番、製造番号、購入日、申請者の氏名と住所が記載されたもの。店舗印の有無は問いません。保証書に記載されている氏名と住所は、申請者と一致している必要があります。

(4) 補助対象省エネ家電製品であることが確認できる（統一省エネラベル）資料等の写し
※「省エネ型製品情報サイト」の該当商品部分を印刷（画像化）し、添付していただいてもかまいません。

(8-2)必要書類のレシートや保証書は原本でもいいですか。

なるべく写しをご提出ください。

原本をご提出いただいても返却はいたしません。

(8-3)保証書は販売店の保証書でもいいですか。

販売店ではなく製造事業者が発行する保証書の写しを提出してください。

(8-4)補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。

補助金の振込先口座は申請者（請求者）本人名義のものに限ります。

(8-5)補助金が振り込まれるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がなければ、受付からおおよそ一か月程度で指定口座に振り込みます。

(8-6)必要書類を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。

購入店に相談し、再発行等してもらってください。

9 その他

(9-1)三重県の補助金と併用は可能ですか。

併用可能です（三重県も同様のキャンペーンを実施予定であり、令和7年8月1日以降の購入が、キャンペーンの対象予定であると聞いています）

(9-2)申請後、決定通知や不備の連絡が届くまでに、どれくらい日数がかかりますか。

申請後、支給決定通知等が届くまでの期間は、おおむね次のとおりです。

○申請内容が要件を満たし、必要書類もすべて整っている場合

→申請から2週間程度で、「支給決定通知」を送付します。

○書類の不備や書類不足の場合

→申請から10日以内に、不足等の書類がある旨を連絡いたします。その送付の日から10日以内に、不足書類が提出され、要件を満たすことが確認できたら、申請の日に遡って申請は有効とします。ただし、不足書類がある旨の連絡から10日を過ぎても不足書類の提出がない場合は、申請自体を却下とし、原則として申請書類を返却します。

○申請内容が要件を満たさない場合

→申請は却下とし、原則として申請書類を返却します。

いずれにしても、2週間経過して何も連絡がない場合は、みらい環境課までお問い合わせください。

(9-3)国の補助金と併用は可能ですか。

「東員町省エネ家電製品購入促進補助金」は、国の交付金を財源としているため、他の国の補助金（給湯省エネ2025事業 等）との併用はできません。